十　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| ［1　略］ | ［1　同左］ |
| 2　放送業務用伝搬障害防止区域 | 2　［同左］ |
| ［1～8　略］ | ［1～8　同左］ |
| 9　削除 | 9　(1)　静岡県浜松市中区下池川町35―28　(92.00)<br>(2)　静岡県浜松市中区板屋町111―2　(212.30) | 北緯34度43分09秒東経137度43分31秒の地点と北緯34度42分20秒東経137度44分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 10　削除 | 10　(1)　静岡県浜松市中区板屋町111―2　(212.30)<br>(2)　静岡県浜松市南区鼠野町1360　(47.40) | 北緯34度42分20秒東経137度44分14秒の地点と北緯34度40分27秒東経137度45分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| ［11　略］ | ［11　同左］ |
| ［3・4　略］ | ［3・4　同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

十一　平成二十四年総務省告示第三百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　電気通信業務用伝搬障害防止区域 | | 1　［同左］ | | |
| 区分 | 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） | 伝搬障害防止区域の範囲 | 区分 | 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） | 伝搬障害防止区域の範囲 |
| ［1～27　略］ | | | ［1～27　同左］ | | |
| 28　削除 | | | 28　(1)　香川県高松市三条町字下所243―7　(89.70)<br>(2)　香川県高松市国分寺町国分寺黒岩2907―1　(486.60) | | 北緯34度18分51秒東経134度02分46秒の地点と北緯34度18分58秒東経134度01分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| ［29～84　略］ | | | ［29～84　同左］ | | |
| ［2　略］ | | | ［2　同左］ | | |
| 3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域 | | | 3　［同左］ | | |
| ［1　略］ | | | ［1　同左］ | | |